

人材不足・年収の壁・賃上げに 焦点が当たっている今こそ 税と社会保障の一体改革の議論を

経済・財政・金融・社会保障委員会
委員長／深澤 祐二

(インタビューは2024年12月23日に実施)

賃上げの動きが「年収の壁」に阻まれ、短時間・非正規雇用労働者の就業調整を早期化させ、人材不足を招いている。その雇用にかかわる年金制度が複雑で分かりにくい。現役世代にかかる負担は可処分所得を圧迫、さらに一層の基礎年金の低年金化が懸念されるなど制度の信頼性・持続性が失われつつある。本委員会で年金制度改革検討チーム座長を務める深澤祐二委員長が解決策を語った。

社会・経済の変化に適合した転換 昭和モデルから令和モデルへ

年金制度は国にとって非常に重要な制度です。現在の年金など社会保障制度は昭和時代の社会、働き方、人口構成などを前提として作られた制度です。例えば、政府は年金の所得代替率を評価する上での標準的な世帯、つまりモデル世帯を「サラリーマンと専業主婦」の世帯としています。しかし、時代状況が大きく変わっていく中、社会・経済環境の変化に適合した転換が必要なことは言うまでもありません。「共働き世帯」や「単身世帯」など多様な家族形態を踏まえた制度に見直していくことが必要でしょう。

また、いわゆる「年収の壁」問題が働き方を阻害するものとしてクローズアップされていますが、第3号被保険者制度も女性の働き方、キャリア形成の障害になっていると考えます。

2024年7月に政府が公表した年金財政検証は、出生率や寿命などの社会・経済の前提が楽観的な推計であり、家族形態やライフスタイル、働き方の多

様化など経済・社会構造の変化に対応した内容とは言えません。

さらに、社会保障費の増加などが現役世代の可処分所得を圧迫することや基礎年金が十分でない中、マクロ経済スライドの発動によって一層の基礎年金の低年金化などが懸念されています。年金制度の信頼性や持続可能性を保つためには抜本的な改革が必要だと考えています。法改正を伴う制度改革が今まさに具体化してきていますので、このタイミングで提言を発表しました。

年金制度にフォーカス まず第3号被保険者制度の段階的廃止を

社会保障とは、年金だけではなく医療や介護あるいは税制も含まれますが、今回は年金制度にフォーカスしました。

制度改革の視点は、多様な家族形態や働きたい人が働きやすい制度であること、現役世代・将来世代に対して過度な負担にならないこと、課題解決のためには税と社会保障保険料の負担構造の一体改革が必要であること、そして働き方やライフスタイルに公平・中立で国民が理解しやすい簡素な制度で

深澤 祐二 委員長
東日本旅客鉄道 取締役会長

1954年北海道生まれ。78年日本国有鉄道入社。2008年常務取締役、12年取締役副社長、18年取締役社長、24年より現職。2008年6月経済同友会入会。09年度雇用問題検討委員会副委員長、13～15年度行政・制度改革委員会副委員長、22年度イノベーション戦略委員会委員長、23年度より経済・財政・金融・社会保障委員会委員長。

あることの4点です。そして改革の進め方として2段階を提案しています。

第1段階では「第3号被保険者制度の廃止」を挙げました。この制度は昭和のモデル世帯で専業主婦が一人になった場合に無年金になることを解決する目的から生まれた制度です。しかし現在、「サラリーマンと専業主婦」という枠組みは大きく変わっていますし、公平性・中立性という観点からも第3号被保険者が本来負担すべき保険料のあり方を見直す必要があると思います。

また、この制度は女性の就労意欲やキャリア形成を阻害し、男女間の賃金格差を生む要因にもなっているとも言えます。これを廃止することで女性の潜在能力の発揮にもつながり、労働供給制約解消の一策ともなります。パート・アルバイトの社会保険の適用範囲の拡大など、今後第3号被保険者は減少すると見込まれていますが、現在も相当数のボリュームがあります。ただし、子育てや介護などさまざまな理由で働けない方もいらっしゃるの、廃止の際にはきめ細やかな配慮が必要でしょう。



いずれにしても、国として第3号被保険者制度の段階的廃止を宣言し、時期を明示して改革を進めていただきたい。これを明示した後は新たに第3号被保険者を適用せず、第2号被保険者への移行を促し、収入や将来の年金受給額を増やすことを目指すべきだと考えます。

一方、企業においては現行の社会保障制度を前提に「年取の壁」の効果を助長する配偶者手当などの制度がまだに残っており、こうした制度を見直していくほか、女性の活躍を推進するとともに、家庭内での性別役割分担や老後の生活について、より理解を深め、話し合う機会を増やす機運の醸成が求められます。また子育て・介護などにより短時間労働を選択せざるを得ない人に対しても、企業も含めて社会全体で両立支援に取り組まなければなりません。

税と社会保障の一体改革に向けた基礎年金改革の検討

第2段階は基礎年金改革です。基礎年金は現行では2分の1が税負担です

が、これを段階的に全額税負担による基礎年金の仕組みへ移行するよう提言をしました。

2024年度の社会保障負担率は対国民所得比18.4%で、1989年(平成元年)の10.2%から約1.8倍に増加しています。税負担率は1ポイント低下しています。この間に消費税が導入され10%に上昇しましたが、マクロで見れば租税負担率は下がり、社会保障負担率は上がり続けています。

そこでこの比率を逆転して、基礎年金の中の社会保障負担率を減らし、手取りを増やして税の比率を段階的に上げていくというのがわれわれの考えです。

日本における単身ベースの所得代替率はOECDの平均と比べて低い水準であり、基礎年金部分の所得代替率はさらに低下すると見込まれます。基礎年金が十分ではない中でマクロ経済スライドを発動すれば、基礎年金の日減りが急激に起こり、生活保護の増加も懸念されます。年金のベースとなる基礎年金は、一定程度は国として保障すべきでしょう。

そのために税財源により最低限度の生活水準を保障する基礎年金制度を構築することで、低所得層も老後に貧困に陥ることがない安心感のある社会を実現するための改革が必要なのです。

また、社会保障制度は複雑化し、国民が理解しにくい制度となっています。そこで、税を財源とする基礎年金と保険料を財源とする報酬比例年金を明確にし、シンプルな2階建てにすれば、国民に分かりやすい簡素な仕組みになるでしょう。

従来制度を前提としない新たなモデル構築へ議論を深める

いわゆる「年取の壁」問題にかかわらず、マスコミ報道などにより、年金・社会保障・医療・介護、可処分所得への関心が高まっています。こうした機運を契機に国民が年金制度をはじめとした社会保障制度への理解を深めることが必要だと考えています。また、経営者としては働き手不足が喫緊の課題として認識されていると思います。これらの課題に対して、従来制度を前提としている限りは問題が解決できません。

こうした課題に対し、政官だけでは抜本的改革にはなかなか積極的になれない面があります。けれども経済界は経済の担い手として、働き手不足の問題も含め、抜本的変革に向けて課題を共有し、議論できる立場にあります。課題解決に向けて積極的にかかわっていただきたいと思います。

経済同友会としては本提言の実現に向け、持続的賃上げとともに第3号被保険者制度の廃止に向けた環境整備に全面的に協力していきたいと考えています。そのためにはまず、さまざまな層に年取の壁問題などの税と社会保障制度についての理解を深めてもらうた

め、他団体とも連携しながら広報活動するなど、積極的に働き掛けていきたいと思ひます。

また、医療・介護分野なども含めた社会保障制度全体の新たなモデル構築に向けた考え方についても、議論・検討を深めていきます。

提言概要(12月2日発表)

現役世代の働く意欲を高め、将来の安心に備える年金制度の構築 ～多様性を包摂し公平・中立・簡素な制度へ～

本会は、23年10月の意見書『いわゆる「年取の壁」問題への対応について』において、年金制度の抜本改革の必要性を指摘した。今回は現役世代の負担の高まりを抑え、働く意欲を高めると同時に、将来の生活の安心に備

える年金制度を構築することを目指し、特に第3号被保険者制度の廃止と社会保険料負担を抑え税財源による基礎年金制度の検討の重要性を提案する。また、今後の社会保障制度やわが国財政の持続可能性と信頼性を確保す

るためにも、「令和時代における税と社会保障の一体改革」の議論・検討を速やかに開始することを求める。

提言のポイント

- **年金制度改革の基本的な考え方・四つの視点**
- ①多様な家族形態を踏まえた「モデル世帯」への変更、働きたい人が制約なく働くことができる制度
- ②現役世代・将来世代の負担とならない年金

- 財政運営と応能負担の徹底
- ③税と社会保険料の一体的な負担構造の改革および基礎年金と公的扶助の関係を整理
- ④多様性を包摂する「公平・中立・簡素」な制度

- **改革のあり方**
- 第1段階：第3号被保険者制度の廃止
- 第2段階：税と社会保障の一体改革に向けた基礎年金改革の検討

第1段階の改革：第3号被保険者制度の廃止

改革の狙い

- 共働き・単身世帯への家族形態・ライフスタイルの多様化や働く意欲・子育て支援に応じた仕組みの転換と女性の潜在能力の発揮や自らの豊かな老後のための資産形成支援
- 第3号から第2号被保険者への移行と第2号被保険者保険料負担低減による公平中立な制度
- 世帯収入の捉え方や手当のあり方を世帯単位から個人単位へ

改革の内容

- 将来的な第3号被保険者制度の段階的廃止とその時期を明示。被用者保険の適用基準

である企業規模要件の撤廃および非適用業種の解消。5人未満の個人事業所への被用者保険の適用を拡大、事業所要件を完全撤廃(賃金要件は国民年金保険料との公平性に留意)。

- 複数事業所勤務者はマイナンバーの活用による収入等捕捉で、第1号被保険者の第2号被保険者への移行を促進。
- 「年取の壁・支援強化パッケージ」の執行上の課題を整理・見直しの上、期限延長し就労を加速。5年間の猶予期間を設け、その初年度から第3号被保険者への新たな加入・適用は行わない。

- これまで第2号被保険者全体で負担していた保険料を削減。第3号被保険者は負担能力に配慮した上で保険料を負担し、老後の安心を確保。

移行方法・移行時の影響など

- 猶予期間において第3号被保険者から第2号被保険者または第1号被保険者への移行を促し、5年の猶予期間中に完全移行。
- 第3号被保険者から第1号被保険者への移行時の世帯年収が一定金額未満の場合で、かつ子育てや障がいなどにより就労困難な場合などにおいては保険料の減免措置を(要財政措置)。

第2段階の改革：税と社会保障の一体改革に向けた基礎年金改革の検討

改革の狙い

- 若年層・現役世代の社会保険料負担の高まりを抑制し、応能負担を強化
- 税財源によるセーフティネット、最低限の保障が確実に受けられる制度を構築
- 税財源による基礎年金と保険料財源による報酬比例年金の2階建て構造の簡素な制度へ

改革の内容

- 基礎年金部分の保険料徴収を段階的に廃止。基礎年金(1階部分)は現行の税負担割合(1/2)から段階的に全額税による財源へと移行。

- 自営業者についても報酬比例年金に移り。標準報酬月額の上限については、段階的に引き上げ。
- 高額所得者については、報酬比例年金の額に応じて基礎年金を減額(クローバック)。
- 低年金者には所得審査を条件に一定額の補給給付。

移行方法・移行時の影響など

- 「国民年金保険料」の水準の低下(税負担の増加)に応じ、厚生年金保険料の下限を見直すとともに、被用者保険の適用基準である時間要件についても見直しを進め、完全適用拡大を。

- 基礎年金の保険料負担廃止と税財源による追加負担はマクロの視点ではほぼ同額。国民負担率は変わらないよう制度設計。
- 事業主側は基礎年金部分の負担が減少する一方、被用者保険の適用拡大や標準報酬月額の引き上げによる負担を。
- 保険料から税へ振り替える際の財政措置については、所得再分配を十分に機能させたバランスの良い税の組み合わせを検討。

詳しくはコチラ

